

第46回 道頓堀川水質調査結果

1. 試料採取

日時：平成27年11月14日（土） 午前9時
 場所：道頓堀川流域の3地点 湊町リバープレイス付近(四ツ橋筋)、道頓堀橋(御堂筋)、日本橋(堺筋)
 天候：くもりのち雨
 気温：18.5℃

2. 判定基準

1) 環境面：環境省「生活環境の保全に関わる環境基準」

※ただし、道頓堀川(全域)は平成15年5月の大阪府の公告により、公共用水の水域ではB類への適合を達成目標とされているので、その基準に基づいて評価を行った。

表1. 生活環境の保全に関する環境基準（河川） 今回測定した項目

類型	AA	A	B	C	D	E
利用目的の適応性	水道1級 ^{※4} 、自然環境保全 ^{※3} 及びA以下の欄に掲げるもの	水道2級 ^{※4} 、水産1級 ^{※5} 、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	水道3級 ^{※4} 、水産2級 ^{※5} 及びC以下の欄に掲げるもの	水産3級 ^{※5} 、工業用水1級 ^{※6} 及びD以下の欄に掲げるもの	工業用水2級 ^{※6} 、農業用水及びEの欄に掲げるもの	工業用水3級 ^{※6} 、環境保全 ^{※7}
水素イオン濃度 ^{※8} (pH)	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.0以上 8.5以下	6.0以上 8.5以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)	1mg/L以下	2mg/L以下	3mg/L以下	5mg/L以下	8mg/L以下	10mg/L以下
溶存酸素量(DO)	7.5mg/L以上	7.5mg/L以上	5mg/L以上	5mg/L以上	2mg/L以上	2mg/L以上
大腸菌群数	50MPN/ 100mL以下	1,000MPN/ 100mL以下	5,000MPN/ 100mL以下	—	—	—
浮遊物質 (SS)	25mg/L以下	25mg/L以下	25mg/L以下	50mg/L以下	100mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと

- ※1 基準値は、日間平均値とする。(海域もこれに準ずる)
 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。
 3 自然環境保全：自然探勝等の環境保全。
 4 水道 1 級：濾過等による簡易な浄水操作を行うもの。
 2 級：沈殿濾過等による通常の浄水操作を行うもの。
 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの。
 5 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用。
 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用。
 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用。
 6 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの。
 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの。
 3 級：特殊な浄水操作を行うもの。
 7 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度。
 8 pH(ピーエイチ、ペーハー)と水素イオン濃度とは次の関係がある。

$$pH = -\log_{10}[\text{水素イオン濃度}] \quad pH < 7 \text{ 酸性} \quad pH = 7 \text{ 中性} \quad pH > 7 \text{ アルカリ性}$$

2) 衛生面：厚生労働省「遊泳プール水質基準」

表2. 遊泳プール水質基準



今回測定した項目

項目	基準値
水素イオン濃度(pH)	5.8 以上 8.6 以下
大腸菌群数	検出されないこと
一般細菌	200CFU/mL 以下
濁度	2度以下
過マンガン酸カリウム消費量(COD)	12mg/L 以下
遊離残留塩素濃度	0.4mg/L 以上 1.0mg/L 以下

3. 測定結果および総合評価

今回測定を行った結果及び総合評価、解説を昨年度同時期に実施した結果と共に表3に示す。
(昨年度測定日時 平成26年11月15日(土) 午前9時 天候：晴れ 気温：13.0℃)

表3. 水質測定結果

項目	測定方法		日本分析化学専門学校の分析結果			総合評価	解説
			湊町 リバープレイス (四ツ橋筋)	道頓堀橋 (御堂筋)	日本橋 (堺筋)		
水温	アルコール温度計	今回	15℃	15℃	15℃	【環境面】 基準なし 【衛生面】 基準なし	昨年度より約2℃高い水温であった。 例年に比べ、気温が高いことが原因と考えられる。
		昨年 11月	13℃	13℃	13℃		
pH	pHメーター	今回	6.1	6.6	6.5	【環境面】 B類基準値：6.5～8.5 湊町リバープレイスのみ 基準値を満たしていなかった。 昨年度同時期と比較すると、 湊町リバープレイスは、下がり、 その他2地点では、少し高い値を示した。 【衛生面】 基準値：5.8～8.6 全ての地点で基準値を満たしている。	湊町リバープレイスのみ、環境面の基準を満たしていなかった。 昨年度同時期と比較すると、 湊町リバープレイスは、下がり、 その他2地点では、少し高い値を示した。 (ただし、日中の挙動範囲内と考えられる) また、衛生面は全て基準値内であった。
		昨年 11月	6.9	6.4	6.4		
濁度	上水試験法 (透過光濁度)	今回	6.6	6.6	9.9	【環境面】 基準なし 【衛生面】 基準値：2度以下 全ての地点で基準値を満たしていない。	環境面での基準値はないが、 衛生面では、基準値を満たしている箇所はなかった。また、 昨年度同時期と比較すると、 全地点で高い値となった。 前日及び当日の降雨による影響だと考える。
		昨年 11月	2.8	2.9	2.4		
BOD	JIS K 0102	今回	0.76 mg/L	3.5 mg/L	1.6 mg/L	【環境面】 B類基準値：3mg/L 以下 道頓堀橋のみ基準値を満たしていなかった。	BODとは、水中に存在する 有機物が分解される間に消費される酸素量のことであり、 値が高いほど生分解性有機物が多く、 一般に汚染が進んでいると言われている。

		昨年 11月	8.1 mg/L	4.1 mg/L	6.8 mg/L	【衛生面】 基準なし	環境基準は道頓堀橋のみ基準値を満たしていなかった。しかし、全ての地点で昨年度より低い値を示した。
項目	測定方法	日本分析化学専門学校の実験結果			総合評価	解説	
		湊町 リバープレイス (四ツ橋筋)	道頓堀橋 (御堂筋)	日本橋 (堺筋)			
D O	JIS K 0102	今回	4.2 mg/L	4.6 mg/L	4.8 mg/L	【環境面】 B類基準値：5mg/L以上 全ての地点で基準値を満たしていない。	DOとは溶存酸素といい、水中に溶け込んだ酸素の量を表している。つまり、この値が低ければ低いほど魚が住みにくく、嫌気性菌が繁殖しやすい環境といえる。全ての地点で基準値を満たしていなかったが、昨年度と比較すると、全地点で高い値を示した。
		昨年 11月	2.9 mg/L	2.7 mg/L	2.5 mg/L	【衛生面】 基準なし	
大腸 菌群	最確数法 (衛生試験法)	今回	2,000 MPN/100 mL	700 MPN/100 mL	790 MPN/100 mL	【環境面】 B類基準値：5,000MPN/100mL 以下 全地点で基準値を満たしていた。	環境面では、全地点で基準を満たしており、昨年度と比較すると、日本橋のみ大幅に減少していた。 また、衛生面については、大腸菌が検出されたため、全ての地点で <u>遊泳には不適合</u> である。
		昨年 11月	2,200 MPN/100 mL	540 MPN/100 mL	3,500 MPN/100 mL	【衛生面】 基準値：検出されないこと すべての地点において基準値を満たしていない。	
一般 細菌	JIS K 0102	今回	590 CFU/mL	460 CFU/mL	1,340 CFU/mL	【環境面】 基準なし 【衛生面】 基準値：200CFU/mL 以下 すべての地点において基準値を満たしていない。	一般細菌については、環境面では基準はない。 衛生面では、全地点で基準値を満たしていない。 しかし、昨年度と比べると全ての地点で減少していた。
		昨年 11月	1,240 CFU/mL	11,600 CFU/mL	5,800 CFU/mL		

4. 総評

前回に引き続き「生活環境の保全に関わる環境基準」及び「遊泳プール水質基準」に定められている項目について調査し、道頓堀川の環境汚染度を測るとともに、泳ぐことが可能な水質になっているかどうかを比較検討しました。

今回の調査結果で、各基準値を満たしていなかった地点は以下の通りでした。

1) 生活環境の保全に関わる環境基準（環境面）

- ① pH : 湊町リバープレイス
- ② BOD : 道頓堀橋
- ③ DO : 湊町リバープレイス、道頓堀橋、日本橋

2) 遊泳プール水質基準（衛生面）

- ① 濁度 : 湊町リバープレイス、道頓堀橋、日本橋
- ② 大腸菌群数 : 湊町リバープレイス、道頓堀橋、日本橋
- ③ 一般細菌 : 湊町リバープレイス、道頓堀橋、日本橋

全地点において昨年度の調査結果と比較すると、濁度については増加していましたが、天候による一時的な増加であると考えられるため、水質に大きな変化があったとは考えにくいと思われます。一方で、一般細菌・BODについては減少、DOについては増加しています。

しかしながら、今回の調査結果によると、全ての地点において濁度・大腸菌群数・一般細菌の項目で衛生面の基準値を満たしておらず、これまでの調査結果と同様に「遊泳プール水質基準に不適合」となりました。したがって、調査地点の水質は遊泳を目的とする用途に向かないといえます。

今後も、継続して調査し、水質の経年変化を考察して参ります。